

Q&A

Q 申請書はどこに置いてありますか？

A 高崎市保健所健康課の窓口、各地域の保健センター窓口、県内のがん診療連携拠点病院にあるがん相談支援センターです。また、高崎市のホームページからもダウンロードできます。

Q 補助してもらえる回数は何回ですか？

どれくらいの補助が受けられるのですか？

A 補助対象者1人につき2回までです。購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて1回で申請することも可能です。ただし1回の申請は上限3万円までの補助となります。

例 ・パターン①

R7年 ウィッグ10万円で購入し、3万円の補助。

R7年 胸部補整下着3万円購入し、3万円の補助。

合計6万円補助

・パターン②

R5年 胸部補整下着2万円で購入し、2万円補助。

R7年 胸部補整下着5万円で購入し、3万円補助。

(ただし、R5年の分を遡り申請は出来ません)

合計5万円補助

・パターン③

R7年 ウィッグ2万円で購入。

胸部補整下着1万円で購入。

} 合算して申請可。

合計3万円補助

Q ウィッグの修理や付属品（ウィッグスタンドなど）、ケア用品（シャンプー、くしなど）は補助の対象になりますか？

A 修理や付属品、ケア用品は補助の対象外となります。

ただし、ウィッグのネットは対象となります。

Q 治療を受けたのは1年前ですが、補助の対象となりますか？

A 治療を受けた時期は問いません。

購入した日の翌日から起算して1年以内のものであれば、対象となります。

例：令和7年4月10日に購入した場合、令和8年4月10日まで申請可能

Q 乳がんの摘出手術を受けたのが20年前で、証明する書類が残っていませんが、申請は可能ですか？

A 可能です。手術の時期、手術を行った病院、内容などを自己申告書（様式第2号）にて提出していただくか、聞きとりをさせていただきます。必要に応じて、市から病院に電話で確認をさせていただきます。

Q 申請にあたり、診断書をもらった方がよいですか？

A 診断書を改めてもらう必要はありません。治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳などの、現状を確認できる書類の提出をお願いします。

ウィッグの場合は、抗がん剤など脱毛の副作用のある薬剤名がわかる書類、胸部補整下着の場合は、手術の内容（乳房切除術や乳房温存術等）がわかる書類が必要になります。

Q クーポンやポイントを利用して購入した場合、その分も含めて申請してもよいですか？

A クーポンやポイントを利用した場合、その分は対象外とし、実際に支払った分が対象となります。領収書の請求金額には実際に支払った金額が記載されるためです。

Q 商品券やギフト券を使用して購入した場合、補助の対象になりますか？

A 商品券やギフト券の使用は補助の対象となります。

Q 通信販売で購入し、送料がかかりました。送料分も含めて申請してもよいですか？

A 送料分は対象外となります。

Q 先天性の疾患や事故・けがで身体の一部に欠損がある場合のエピテーゼ購入も対象になりますか？

A 令和7年4月1日申請から対象となります。

Q 乳房の良性腫瘍で乳房切除しました。対象になりますか？

A 令和7年4月1日申請から対象となります。

Q がん治療以外の理由で医療用ウィッグを購入しました。対象になりますか？

A 全頭型・汎発性脱毛症、膠原病や代謝の疾患、熱傷や外傷後後遺症として脱毛の診断を受けている場合は、対象になります。加齢によるものは対象外となります。

Q エピテーゼを購入したいが、病気ではないので診断や治療を受けていません。証明できる書類がない場合、どうすればよいですか？

A 証明できる書類がない場合、自己申告書（様式第2号）に身体の状態を記入し、提出してください。

Q 子どもが小児がんで補助を受けたいと考えていますが、申請者や振込口座はどのようにすればよいですか？

A 対象者が未成年の場合は、親権者が申請を代行できます。振込先も親権者の口座で構いません。

Q 家族の名義で購入し、振込口座も家族のものでも可能ですか？

A 原則、対象者様名義で購入し、振込口座も対象者様でお願いしております。難しい場合、申請書に委任する署名とご家族様の本人確認証（マイナンバーカードや運転免許証など）も必要です。

Q 保健センターにコピー機はありますか？

A 高崎市保健所及び各地域の保健センターにはご利用いただけるコピー機がありません。必要書類に不足がないことを確認してから申請をしてください。